

## 返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後に本人の都合により退職された場合、下記の通り、受領した紹介手数料を返戻します。

勤務開始日から30日以内に退職した場合、紹介手数料の50%返金

勤務開始日から60日以内に退職した場合、紹介手数料の30%返金

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。

また、求人者が労働条件通知書等によって求職者と合意された採用条件と実際の労働条件に相違があった場合など、求人者の責めに帰すべき理由により退職に至った場合または求人者の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡により労働契約が終了した場合には返戻いたしません。

G-link株式会社

許可番号 27-ユ-304820